

河合町議会会議録

平成24年 3月12日 開会

河合町議会

平成24年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （3月12日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
森 尾 和 正	3
西 村 潔	7
谷 本 昌 弘	20
馬 場 千 恵 子	25
池 原 真 智 子	35
岡 田 康 則	45
杵 本 光 清	50
○散会の宣告	52
○署名議員	53

平成 2 4 年 3 月 1 2 日 (月 曜 日)

(第 2 号)

平成24年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年3月12日(月)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康德	副町長	荒木光義
教育長	藤岡和成	総務部長	迎田臨成
福祉部長	福井裕幸	住民生活部長	竹林信也
まちづくり 推進部長	東 正次	総務部次長	竹田裕昭
福祉部次長	中尾博幸	まちづくり 推進部次長	梅本英則
教育部次長	井筒 匠	政策調整課長	澤井昭仁
財政課長	福井敏夫	税務課長	岡田昌浩
安心安全推進 課長	森嶋雅也	住民福祉課長	大西孝幸

福祉政策課長	杉 本 正 範	社会福祉協議会課長	門 口 光 男
保健スポーツ課長	大 平 謙 治	住民生活課長	津 田 浩 二
環境衛生課長	木 村 光 弘	まちづくり推進課長	堀 内 伸 浩
地域活性課長	山 本 孝 典	上下水道課長	石 田 英 毅
教育総務課長	御 輿 善 弘	生涯学習課長	上 村 欣 也

会議に従事した事務局職員

局 長	増 田 善 紀	主 事	堀 内 一 憲
-----	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中尾伊佐男） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成24年第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（中尾伊佐男） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 森 尾 和 正

○議長（中尾伊佐男） 1番目に、森尾和正議員、登壇の上質問をお願いします。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） はい、森尾議員。

（5番 森尾和正 登壇）

○5番（森尾和正） おはようございます。

通告書に基づいて5番、森尾和正が質問いたします。

1番、町が進めている公共施設及び街灯のLED電灯化について。

町が進めている公共施設及び街灯などのLED化は、電気代が安く、寿命も長く、環境面でもよいが、しかし、まだ性能にばらつきがあり高額です。どのような調査及び検討をされましたか。また、厳しい財政事情の中、どこからそのようなお金があるのか住民は不思議がっています。住民サービスに影響しないか、何かで値上げされないかといううわさもあります。

ある自治体はLED街灯に向けて2年間実証実験を行いました。その結果、本格実施には

時期尚早とする見解を明らかにしました。LED街灯は電気料金が安く、環境面の効果も高く、電球の交換も長期間不要だが、導入費用が高く、半導体の安定器などの交換が発生することから、20年間のコストが1基当たり20万高くなると結果が出ました。また、明るさの度合いをはかる調査では、日本製6社のうち2社の製品が基準値に達しておらず、まぶしさをはかる輝度では、6社すべてが基準範囲を超えていました。

国道に導入されているLED街灯は自立柱で高さ10メートル、間隔が40メートルほどあいています。これに対して、河合町などの住宅地の街灯のほとんどが電柱につけるタイプです。高さ4.5メートル、間隔は28から30メートルなので、路面に近く、光が強すぎて事故の原因になる場合もあると判断されました。一般街灯は1球約400円、省エネ型電球は約600円、LED街灯電球は約5,000円、それで値段の安い省エネ街灯は消費電力量、二酸化炭素排出量、電気料金がLED街灯と変わらないという結果が出ました。それで、その自治体は省エネ型の電球に変えることになったそうです。ほんで、LEDの切りかえは今後の性能、価格動向を見守り、引き続き検討していくということに決まりました。河合町としてのお考えをお聞かせください。

ふるさとマップについて。

ふるさとマップは文字が消えてきて見にくい状態です。個人情報面から、今後は観光マップなどにかえていくとお聞きしていましたが、どのように今は進行していますか、お聞かせください。

あとは、自席にて再質問させていただきます。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、公共施設街灯のLED電灯化ということに関しまして、防犯灯を例にご説明させていただきたいと思います。

大字・自治会から防犯灯管理経費が年々増加してるので、何とか対応してほしいという切実な願いを受けまして、平成20年度から検討に入りました。数社のプレゼンテーションを受けまして、製品の照度、発熱、重量、安定性などさまざまな角度から検討を加えると同時に、その実際の性能を確認するために、平成20年度に役場庁舎、平成21年度には防犯灯でそれぞれ試験的に設置をしております。その結果、明るさやちらつきなど、もとの蛍光管と比較して何ら問題はなく、今現在も点灯しているという状況です。

価格につきましては、確かに蛍光管と比較すると高価ではありますが、100%交付という

非常に有利な条件の奈良県の交付金、補助金を活用することができることになったのが決め手になりました。これによりまして、一般財源ベースで考えますと、初期投資にかかる費用については電気料金及び電球交換等修繕費の削減という形で耐用年数期間の中で、十分償還が期待できると判断し、導入に踏み切りました。また、節電と相まって温室効果ガス抑制という副次的効果も期待できるということも導入の大きな理由の1つとなっております。

次に、各事業は、当該年度におきまして、総合的に判断され予算配分をされてございます。当該事業につきましても、初期投資費用は耐用年数中に償還できるということから、その事業費につきましては、長期的なスパンではございますが、事業内で完結していると考えております。

また、各種料金につきましては、その会計における収支や受益と負担など諸条件をもとに検討されていることから、料金改定と新規事業とは同列に論じられるべき問題ではないというふうに考えております。

次に、ある自治体では、1基当たりのコストがアップしたという例でございますが、どのようなタイプのLED球を検討されたのか。条件設定はどうだったのか等、わかりかねますので、今、この時点で比較や対比というのは困難ですが、我々の試算では収支バランスはとれると判断しております。

また、光が強すぎるとのご指摘ですが、昨年度、町管理分につきましては既に交換しておりますが、蛍光灯と何ら変わりございませんので、交通事故等引き起こすのではないかとこの問題についても、特に問題はないかというふうに考えおります。

以上です。

○政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 澤井課長。

○政策調整課長（澤井昭仁） 私のほうからは、ふるさとマップについてご回答させていただきます。

ふるさとマップは、もう既に20年以上経過しており、議員ご指摘のとおり見えにくい状態になっております。今のところマップについて地域からの具体的な要望などはございません。ということで、議員もおっしゃっておられました通信情報の発達、あるいは個人情報の価値観の形成の中で、当初の目的は達しているのかなというふうに考えております。

ただ、あのマップを現状のまま放置するのではなくて、何らかの形で活用しようということで、観光マップなどというものを検討をしておりましたが、いまだ決定には至ってお

りません。

一方で、町のほうで2年前から基盤地図情報の電子データ化を進めておまして、間もなく完成する予定でございます。これは、著作権の制約もなく、地図情報をさまざまな形で出力することができるので、これをいろんな形で地域にも活用していただくというふうに考えております。

マップにつきましては、新年度において、1つの地域をテストケースとして、この地図情報を活用してマップに張りつけていこうということで、その後、検証していきたいというふうに考えております。

あわせて、地域の情報発信や、情報交換手段としても活用できないか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 森尾議員。

○5番（森尾和正） LEDの事業費のうち、先ほど国か県で100%の交付ってお聞きしましたが、その点ちょっともう一遍お答えください。

ふるさとマップのことについてですけど、自治会活動において、ふるさとマップは新しく入居してきた人にとって便利なものです。以前は民間の地図会社が住民に町内地図を配布していましたが、個人情報の関係で今は配布されていません。個人情報に触れないようなふるさとマップの活用は早く進めてほしいと思いますが、地区によっていろんな活用方法があると思いますので、地域の人の意見を求めるお考えはありませんか。

○議長（中尾伊佐男） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 交付金でございますが、県の交付金の市町村振興臨時交付金、そして、同じく県の活力あふれる市町村応援補助金、その2つ合わせまして1,983万2,000円の交付をいただいております。

○政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 澤井課長。

○政策調整課長（澤井昭仁） その地図情報ですけれども、ふるさとマップに貼るということだけではなくなくて、拡大縮小、いろんな形できますので、その地域の方々に、ちょっとデータでお渡しすることはできませんけれども、紙ベースでお渡しすることはできます。

ですので、名前は入っていませんけれども、その地域の住宅の配置あるいは道路の形、そ

ういったものはいろんな形でご活用いただけるというふうに思っております。

それから、もちろん、その地域の方々にふるさとマップの利用方法についてはご意見をお聞きしていきたいというふうに考えております。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 森尾議員。

○5番（森尾和正） LEDの事業費の全部で総額どのぐらいかかっていたのですか。

○議長（中尾伊佐男） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 平成22年度、平成23年度2カ年で約3,080万円でございます。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 町の試算では、収支バランスがとれてるということですが、多額の費用がかかっていますので、今後、しっかりと検証していただき、これからの省エネルギー化事業の指針となるよう努めていただきたいと思います。

ふるさとマップの活用は、住民のためになるよう、今言っていたことを早くしていただくことをお願いいたします。

2つの質問のご答弁は住民にきっちりと伝えさせていただくことで、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（中尾伊佐男） これにて森尾和正議員の質問を終結いたします。

◇ 西 村 潔

○議長（中尾伊佐男） 2番目に、西村 潔議員、登壇の上質問願います。

○7番（西村 潔） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 西村議員。

（7番 西村 潔 登壇）

○7番（西村 潔） 議席番号7番、西村 潔が通告書に基づきまして質問いたします。

今回は、3つございます。1つは、土地開発公社について、2つ目が、平成24年4月の介護保険法の一部改正について質問いたします。3つ目が、予算についてでございます。

それでは、まず、1つ目の土地開発公社について質問いたします。

私は、平成15年の4月に住民の皆様にご意見を議会に送っていただきました。土地開発公社について初めてこうした議会で質問させていただいたのは、平成15年の12月でした。以来、この件については何度か質問をさせていただきました。この間、新会計基準の導入、保有土地の評価など帳簿上約20億円以上の損失を計上しております。その一方で、毎年多額の利息を金融機関に返済しております。この原資として、毎年一般会計から6,500万とか7,000万の利子補給を土地開発公社にしております。一方、毎年毎年細々とではありますが、一般会計による買い戻しとか売却がなされております。

残念ながら、今日に至っても、根本的な解決の糸口が見えておりません。この間、さらなる損失あるいは支払い利息の増加など潜在的な負担増を抱えながら、公社の実態については住民に十分な開示や説明もされず、年に1回の予算書、あるいは決算書の報告だけで終わっております。こういうのが現状でございます。

このままでは、永久に解決できず、住民が知らないところで負担が増加、市場金利がさらに上昇すれば、さらなる負担が住民に重くのしかかってきます。

今後、住民に対して説明責任は問われることになると思います。土地開発公社が抱えている、実際は河合町が抱えている課題でございます。ここで新たに問うてみたいと思います。

そこで1つ目、今までの中で、平成13年度末と23年度末の比較において、購入原価残高と借金の残高はどのように推移したのか。それから、この10年間の支払い利息の総額は一体幾らになっていますか。

3番目、この10年間の売却額を購入原価ベースで一体幾ら売却されたのか。また、その売却方法はどのようにされたのか。

次、2つ目に現状について質問いたします。

まず、1番目、資金繰りの状況ですね。一般会計から補てんによる支払い利息の総額、借入金の返済額の実態はどのように今なっているのか。また、土地売却についてはどのような方針で進めてきたのか。3つ目、公社の中に理事会というのがございます。この理事会の機能と町の権限内容はどのように関連しているのか。だれが理事会の構成メンバーになっているのか。理事会の開催状況はどのようになっているのか。役場の公社に対する権限内容は一体どうなっているのか。

そこで、過去の土地先行取得の流れとして、取得するための稟議及び決裁方法、だれが権限を持っているのか。決裁書類は河合町の中に残っているのかどうか、このことについて確

認をしたいと思います。

それから、機能不全の状態にある公社の抱える課題、それから町が行ってきた対応について説明してほしいと思います。

そこで、将来に向けてどうなのかということについて質問いたします。

過去10年間の課題と反省を踏まえて、公社をどのようにしていこうとしているのか。全体のスキームをつくる考えはあるのかどうか。どのような再起案になるのかどうか。私はかねがね、土地開発公社を切り離すんじゃなくて、一般会計の中でこれをどう取り組んでいくのかということのを再三質問をしてきましたが、残念ながら具体的な回答、あるいはなかなか難しいという回答で終わっております。

そこで、損失を含めた借入金総額、28億ほど残っているようですが、この手当てをするための資金繰りとして、現在借り入れているわけですがけれども、これを債券かえする道筋はあるのかどうか、この可能性について、この課題について一体何が問題になっているのかについての認識をご回答していただきたいと思います。

それから、土地の処分方針ですが、なかなか土地全体の中でどのような方針で売却するのかということ、非常に見えてない。1年に1回幾らか売ってる、売れない場合は次に持ち越しということになってますけど、この保有土地全体の処分経過についてはやはり、住民に提示していかないといけないと思いますので、このことについて説明をしてほしい。

それから、公社の理事会と役場の決定機能の見直し、場合によっては第三機関を導入して検討するという必要じゃないかと思いますがけれども、この点についてはいかがでしょうか。

それから、この問題については、責任の所在については一切何も触れられておりません。主たる責任は一体だれにあったと思うのか。公社なのか役場なのか、あるいは我々議会なのか。あるいは国や県の施策なのか、ことについてやはり明確に意識をする必要があると思います。

それから、役場の責任体制並びに公社の情報開示、どのようになっているのか。公社は情報公開の対象になっていないけれども、公開するというような話を聞いております。

それから、役場は責任をとる考えがあるのかどうか。そこで、住民に対していつ、どのように、だれが情報を開示して説明するのか。具体的に教えていただきます。

それから、さりとて現実的な問題として、やはり具体的な課題というものもこれから取り組んでいかないといけないと思いますけれども、現在、平成25年度末までに、三セク債の利用

を県や国は条件つきでありますけど検討しています。再三、私もこれも利用についてどうですかという質問をさせてもらいましたけれども、その三セク債の利用をどのように考えているのか。また、三セク債を利用した場合の一般会計の影響はどのようになるのかということをお聞きしたいと思っております。

そこで、1つ、まず、公債比率はどれくらいあるのか。また、将来負担比率への影響はあるのかどうか。それから、毎年の予算編成にどのような影響が出てくるのかどうか。また、この債券を発行するという事は、引き受け手が必要なことですが、この引き受け機関とか、それから債券の発行条件は一体どのように見ているのかということですね。ということで、回答をお願いしたいと思います。

さて2つ目の、この4月に介護保険法が一部改正されます。平成24年4月の介護保険法、一部もう改正されて、既に告示がなされております。町は住民や高齢者、事業者に対し、改正の内容を説明する義務が私はあると思っておりますけど、その予定があるのか、準備があるのか、お答えください。

そこで、まず以下の点について質問しますので明快な回答をお願いしたいと思います。

まず1つ、訪問介護については生活援助中心型である場合のサービスの提供時間が現在、1時間未満229単位から45分190単位に短縮される。また、1時間以上293単位から45分以上に短縮されているわけですね。そこで、この時間短縮によって高齢者とか特に認知症高齢者にとって生活基盤を確保する視点からメリット、デメリットがあると思っております。これについて保険者と河合町はどのように考えているのか。また、今回の短縮はどのような視点に基づいて改定されたのか。現場をあずかる保険者等の所見を求めます。

次に、生活援助の時間短縮に関連いたしまして、要支援者に対するサービス時間は一体どうなるのか。現状維持なのかどうか。また、新たに、新規事業として生活機能向上連携加算というのが出ておりますけど、これについて保健者はどのように促進していくのかどうか。また、現場に周知されていくのかどうかをお聞かせください。

次、2番目、今回の改正で、河合町の住民が受ける給付については、自動的に地域割り増し3%が加算されることになったんですね。今まではゼロだったんですけど。要するに、新たに利用者の負担が増えるわけですね、3%アップするわけです。そういう負担の中で、この3%の分も限度額、利用者によっては限度額があるわけですが、この限度額に影響あるのかどうか、あるいは対象になるのかどうかについての確認をお願いいたします。

それから、3番目、通所介護、デイサービスについて質問します。

サービス提供時間の区分とか、あるいは事業所の規模別に利用料が見直しされてます。利用者や事業者にどのようなメリット及び影響があるのかどうか、意見を求めたいと思います。

そこで、時間の延長が今まで10時間まで介護保険法で認められたんですけど、4月からは12時間まで延長されるということですけど、この延長について河合町のデイサービスに影響があるのかどうか。特に河合町はデイサービスを経営しておりますので、この点についてどうなのかと。

次、先ほど触れましたけど、河合町のデイサービスの事業の運営に当然影響出てくるわけです。現在、赤字を出しているわけですけど、さらなる赤字になるのかどうか、改善する余地があるのかどうかについて、保険者じゃなくて、事業者としての河合町の考え方をお聞かせください。

それから、5番目、第5期の介護保険料の算定につきまして、その算定方式と所見をお聞かせください。まず、4期と5期の標準保険料が幾らになったのかどうか。聞くところによりますと、同じだというふうに聞いておりますけれども、その理由は積立金を取り崩してでも同じ保険料を維持する理由は一体どこにあるのかということ。それから、取り崩した額を一体どれだけ取り崩したのか。もし、取り崩さなかったら保険料は一体何ぼになってるのやということを教えていただけますでしょうか。

次、3つ目の予算について質問いたします。

土地開発公社に対する融資にかかわらず、債務負担行為というのが予算書に明記されています。地方自治法第214条の規定によりますと、債務を負担する債務負担行為については、議会の予算の中に入れないといけないということになっております。この中の文言についてちょっと質問しますが、まず、1号の中の記述では、金融機関から受ける融資という起債になっています。この受ける融資に対する債務保証と記載されてるわけですね。毎年、毎年、融資が実行されているごとき受けとめられるわけです。それはいかがなんでしょうか。

また、そうであれば、どのような方法で融資が実行されているのかどうか、その実態を明らかにしていただきたい。

2番目、期間。平成24年度中に貸し付けたときよりというようにあるわけですけど、貸し付ける時期は一体いつなのか。4月以降だと思いますけど、どのように解釈するのかを回答をお願いしたいと思います。

それから、3つ目、ここの点につきましては、債務負担行為は予算に定められているわけですね。このことは、議会の可決を前提としていることになるわけですね。議会の予算

の議決事項であれば、否決される可能性が全くないとは言えないわけです。予算が否決された場合、どのようになると役場は考えているのか、所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 総務部、竹田次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 私のほうからは、土地開発公社についてお答えいたします。

まず、1点目の過去、平成13年度末及び平成23年度末の購入原価残高でございますけれども、平成13年度末、20億4,729万7,000円、平成23年度末、16億4,486万8,000円、次に、借入金の残高でございますけれども、平成13年度末、28億9,990万円、平成23年度末、予定でございますけれども、28億7,590万円、この10年間で借入残高の一番多い年度は平成19年度末で31億3,070万円ということになっております。次に、この間の支払い利息でございますけれども、合計5億8,173万9,000円。次に、この間の売却内容でございますけれども、まず、この間、取得もしております。その取得分が3億2,874万1,000円。次に、売却分でございますけれども7億3,117万円。売却方法につきましては、すべてが町による買い戻しでございます。次に、現状でございますけれども、まず、資金繰りの状況。南都銀行、りそな銀行、葛城地区清掃事務組合からの借入金及び土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づいて町から利子補給、損失補償によることで資金繰りを行っております。

次に、土地の売却方針、処分方針でございますけれども、事業目的のなくなった特定土地については土地有効活用検討委員会及び残地処分検討委員会に諮り、買い戻しを行い、一般公募及び隣接希望者への譲渡などにより処分を行っております。土地開発公社による直接売却も今後行っていきたいというふうに考えております。

次に、公社の理事会機能と町の権限内容でございますけれども、公社理事会は公社の予算、決算の決定、承認に関する権限を有し、町は公社に対し設立の目的どおり健全に運営されるよう監督するとともに、必要に応じ命令する権限を有しております。しかし、公社理事会の役員は、以前は町長以下町の幹部、職員のみで構成されており、運営側と監督側は実質的に同一でありました。このことから、公社理事会に監督機能を強化する目的で議会の推薦を受け議員2名に理事に就任していただいております。

次に、公社の課題と町の視点についてでございますけれども、地価が右肩上がりの時代に、町にかわって公共事業用地を先行取得してまいりましたが、地価の下落は依然続いており、将来的にも土地開発公社の必要性は薄れつつあります。そのため、土地開発公社の解散を行い、抜本

的な解決をする必要があると考えております。

次、将来ですけれども、過去10年を踏まえ公社をどのようにするのか、損失の処理方法でございますけれども、第三セクター等改革推進債を活用する予定でございます。処理の方法につきましては、土地開発公社が土地を取得したときの借入金、利子及び評価損を町が公社にかわって弁済いたします。町は、公社保有地を公社から代物弁済物として帰属させます。そして、代物弁済を受けて、それでも残る債券については町が債権放棄することになります。一応、これにより公社は債務がなくなり解散するということが可能になってくると思います。

次に、土地の処分方針でございますけれども、公社保有地については解散までに積極的に処分することといたします。また、解散までに処分できない場合については、町が譲渡を受け、継続して処分をまいります。

次に、公社理事会と役場の決定機能でございますけれども、これを見直す考えはあるのかということでございますけど、現在、見直しは考えておりません。また、第三者機関を導入するというのも現在は考えておりません。

次に、責任の所在と責任のとり方というご質問ですけれども、社会情勢の変化に対応できなかった最終的な責任は行政にあると考えております。今後、少しでも損失を少なくし、住民の負担をできる限り少なくするため、解散に向け努力することが必要であるというふうに考えております。

次に、三セク債利用の検討状況でございますけれども、現在、河合町土地開発公社の今後のあり方検討会で、全額三セク債を借り入れ解散する方法、また、現在計画されております道の駅、これの予定地を買い戻してから三セク債を借り入れ解散する方法等、現在検討しているところでございます。3月末までに提言書をまとめ、決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○財政課長（福井敏夫） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 福井課長。

○財政課長（福井敏夫） 私のほうから、ご質問の三セク債を利用した場合の一般会計の影響ということでお答えさせていただきます。

三セク債の借り入れ条件、これがまだ決定しておりません。それにもよるんですけれども、仮の試算といたしまして、平成25年度で公社が借入金の残高見込額28億500万円、これを償還期間を20年据置期間なし、利率を2%で平成25年度末に借り入れたとした場合の試算でござ

ございます。元利償還金につきましては平成27年度に最大1億9,500万円となり、以後、減少します。また、実質公債比率につきましては、現在の見込みから最大で5%押し上げる試算でございます。平成29年に20.7%になり、以後減少に転じる見込みでございます。将来負担比率につきましては、現時点で既に公社の借入金の全額が比率に算入されております。そういうところから影響がないと考えております。

次に、予算についてのご質問でございます。

まず、土地開発公社につきましては、毎年度末に金融機関からの借入金を全額一たん返済し、同日付で新たに資金の融資を受けるという単年度の借り入れ、これを繰り返しております。そのため、町の一般会計の当初予算では、土地開発公社の当初予算に定める借入金の限度額、これに対して毎年度債務保証を行っております。平成24年度に設定いたしました債務保証につきましては、平成24年度予算、これが執行可能になる平成24年4月1日以降、平成24年度末公社が金融機関に借入金を全額返済するまでの期間、有効となるもので、年度経過後にはその効力を失うこととなります。

次に、当初予算が否決された場合というご質問でございます。

当初予算が否決された場合、住民生活に多大な影響を与えることから、否決の理由などについて再度調整を行った上で、3月末までに再議に付すこととなります。その中で、公社への融資に対する町の債務保証、これがないことには現在の借り入れ先から新たな融資を受けることほぼ不可能で、新たな借り入れ先を探す必要があると考えております。もし、融資先が確保できなければ、予算で定めた債務保証に基づき、公社にかわって町の一般会計が借入金の全額、これを金融機関に返済しなければなりません。その場合、町の行財政運営に大きな支障を来し、住民生活にも多大な影響が及ぶ事態にもなりかねません。そのような事態に陥らないためにも、土地開発公社の抜本的な解決は現時点で図る必要があると考えております。

以上でございます。

○福祉政策課長（杉本正範） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 福祉政策課、杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） それでは、私のほうから平成24年4月の介護保険法の一部改正についてということでご回答させていただきます。

町は、町民や高齢者に対して改正の内容を説明する用意がありますかということですが、直接的に説明会などを開催する予定はございません。しかし、町の広報誌やホームページな

どを利用いたしたいと思います。それと、地域で今開催されていますいきいきサロンなどを利用しまして、地域包括支援センターの職員が出前講座などを行い、説明させていただきたいと考えております。

続きまして、訪問介護について、時間短縮により、特に認知症高齢者にとってのメリット、デメリットということですが、時間短縮によりサービスの低下というイメージがありますが、時間短縮をするというか、余り構わないということにより認知症の方の残存能力を引き出し、少しでも自立を促す効果があるのではないかと考えます。また、効率的にサービスの提供を受けることにより、利用者の利用料の負担が減少するものというメリットもございます。逆に、やはり時間が短くなるということは、今まで受けていたサービスが受けられなくなるという不安もあると思います。

いずれにせよ、まだ動いていないことですので言い切れるものではございません。時間短縮の考え方といたしましては、限られた人材の効果的活用を図り、より多くの利用者に対し適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、今回、時間区分の見直しが行われたとなっております。

次の生活援助の時間短縮に関して、要支援者に対するサービス時間及び生活機能向上連携加算についてということですが、要支援者に対しての訪問系サービスの単位数は1カ月当たり何単位ということになっておりまして、やはり、区分当たりの単位数はわずかではありますが減少しております。ここでも利用者の自立を促していこうという意味合いがあらわれているものだと思います。その中で、どのようなサービスを提供していくか、表現が適切でないんですけれども、このあたりが事業所さんの腕の見せ所だと考えております。

また、以前より、他職種との連携が望まれていたところ、今回、サービス提供責任者とりハビリテーション専門職が同時に利用者宅を訪問し、利用者の協働による訪問介護計画を作成することによって多面的に利用者の自立に向けた取り組みができるものだと思います。

現場への周知につきましては、地域包括支援センターで月1回開催しておりますケアマネ会議で周知するとともに、また、こちらも出前講座などを利用して制度の啓発を行っていきたいと考えております。

2点目の、今回の改正で新たに地域割り増し3%加算されたということですが、利用可能単位数につきましては影響はございません。サービスごとの1単位の金額が、今まで1単位10円だったのが10円でなくなり、サービスの人件費の割合によりまして10.21円、10.17円、10.14円となりますので、同じ単位数を利用した場合、利用者にとってはわずかではござい

ますが、負担が増加するものと考えております。

3点目の通所介護、デイサービスについてでございますが、サービス提供時間区分及び事業の規模により利用料が見直されているが、利用者にとってどのような影響があるのかということですが、事業所にとっては現行の時間帯でサービスを提供した場合、区分の変更によりまして、単位数が減少し、現在の収益の確保ができなくなるという可能性もございます。そのため、事業所は現状より長い方の区分を選択すると予想されます。その結果、利用者さんにとりましては若干の負担が増えるかと予想されます。また、事業所の規模により区分単位が異なりますのはスケールメリットによるもので、改正後もこの考え方は維持されております。

続きまして、10時間までが12時間まで延長となったが、町ではニーズがあるのかということですが、介護者への支援——レスパイトケアと申しますが——を促進する観点から、時間を延長されていますが、町のデイサービスにいられている方や役場の窓口にいられている方も、今のところ時間帯についての要望は聞いておりませんので、ニーズについては今何とも言えない状態でございます。今後、長時間対応できる事業所が出てくると予想されますので、ニーズも増えてくると考えております。

最後に、第5期の保険料算定に当たり、算定方法ということでございますが、今回の計画は、介護保険制度が始まり12年が経過し、戦後生まれのいわゆる団塊の世代がすべて65歳以上となる平成27年度をめぐり、平成18年度より進めてきました介護予防の推進と介護ケア体制の整備の最終の計画と位置づけられております。このことから、第4期まで積み立ててきました財政安定化基金の一部を取り崩し、被保険者に還元するということによって保険料の上昇を抑える方針といたしました。その結果、保険料基準月額を第4期と同額の4,175円、年にしますと5万100円となります。基金の取り崩し額でございますが、約1億6,500万円、取り崩さなかったらどうなるかということでございますが、試算によりまして約4,000円の後半、5,000円ぐらいまでの額になっております。

以上でございます。

○社会福祉協議会課長（門口光男） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 社会福祉協議会課長。

○社会福祉協議会課長（門口光男） 5点目のデイサービス事業についてどのような影響があるかとの質問についてお答えをいたします。

通所介護の所要時間区分並びに要介護度別の単位数が改正されましたが、当事業所の現行

所要時間は6時間のサービスでございます。したがって、6時間以上8時間未満での所要区分で介護給付費並びに利用者の負担額を請求しております。

平成23年度決算見込額を試算しましたところ、全体で収支が約353万円の黒字決算となる見通しでございます。現在のサービス提供時間を改正案に当てはめて5時間以上7時間未満の所要時間で、同じく平成23年度決算見込みベースで仮算定いたしますと、給付費の総合計といたしまして、年間約186万9,000円の減算となりますが、全体の収支差し引きにおいて、わずかにですが166万1,000円の黒字決算が見込まれます。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（中尾伊佐男） 西村議員。

○7番（西村 潔） いろいろ、ご回答ありがとうございました。

土地開発公社については、三セク債の利用を検討されていると。期限が25年度までということですので、これをやはり使わざるを得ないんじゃないかなと考えております。変動金利をやはり固定に変えるというチャンスでもありますので、世界の情勢は非常に厳しい情勢ですので、極力、この利用をできるような状況で、ぜひとも3月末までに案が出るということですので、これを提示していただいて、資金繰りもあわせて、住民の方にこういう損害がある、こういうことあるということで、いずれまた議会で、これは議論されるべきことだと思いますので、細かく住民にわかりやすいように案を出していただきたいと思います。

もう一つ、責任の所在ということであえて申し上げたのは、余りこういうことについて、政策上、施策上についてだれがどうだということを言えないと思うんですけど、やはりこれは過去の稟議の問題とかいろいろやはり反省をしてもらわないけませんので、そういう問題が起こってくるのかどうかわかりませんが、頭の中に入れていただきたいと思います。これについては、町は当然責任あると思いますけど、議会も責任の一端はあると思います。先ほど、理事会の構成については、議員のほうから1人出てるということになって、私は少々困惑しております。なぜかという、議会の議員が出てるということですから、これをどういうふうにとらまえていいのかということ、私も今のところ回答というのか、考えを持っておりません。

それから、一般会計に対する影響は出てくると思います。これはかねて、私が町長にも申し上げましたとおり、やはり全体に一般会計の中でスキームをつくっていくということを提案をさせていただきました。現実には、徐々にそういう方向に行かざるを得ない状況に今なっているわけですけど、やはり土地の売却も含めてスキームを早急につくらないと、担当者

だけでは売りにくいとか、いろいろ制約があるので、その点についてやはり制度的にきっちりつくっていただいて、住民に告示、開示をしていただきたいと思います。

それから、介護保険については個々のケースいろいろあります。救われるのが、介護保険料が非常に抑えられたということで、ほかではもう5,000円ぐらいになっているところございます。河合町は、過去、非常に高い介護保険料のレベルにあったんですけど、努力していただいた結果、逆に低いレベルまで来ていると。ただ、やはり団塊の世代の人たちがどんどん入ってくるので、さらにこれが逆に上昇を大幅にさせる要因になるんじゃないか、そういう不安がちょっとあったので、1億6,000万取り崩して大丈夫かなというようなこともありますので、これは3年後に再度検討していきたいと思います。

それから、予算について、この債務負担行為について私があえて質問させてもらったのは、どうも住民にすべてを結果責任を住民になすりつけるんじゃないですけど、負担を負わせるという考え方が非常に私は納得ができないと。先ごろ、ギリシャの再建案がいろいろ出てきてまして、秩序あるデフォルトという考え方で、例えばEUとかIMFとかあるいは再建者の金融機関が50%強を、債務を削減する案を任意でやるというのが出てるわけですね。国債でもこういうことなので、どうして我々の地方債、地方の公共団体が最終的にどんな、いかなることがあっても住民に負担を強いるんだということについて、非常に疑問を持っているわけです。そういうことで、もしささやかな抵抗があるとすれば、予算の債務負担行為を否決するということにもなりかねないわけですね。こういう考え方をきっちり頭に入れながら、やはり行政の人も、あるいは国や県の人も考えていかないけないと。

だから、第三セクターの債権を使いやすいように、使えるような形でやはり行政は、現場の人たちがやっぱり言うていかないけないと思っておりますので、この点について細かいところは私わかりませんが、やはり三セクを利用するということは一般勘定で負担をするということですけど、固定で安定的に債務を返済していくということですので、この点について、三セク債利用について、さらに私は思うんですけど、やはり町長が責任持っておられると思いますね、最終的にはね。三セク債をするかしないかの決断は町長がされると思いますので、その点について町長の意見を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（迎田臨成） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 総務部長。

○総務部長（迎田臨成） 先ほど、次長が答弁させていただいたとおり、三セク債を活用して解散、その方法、今最終2点に絞られてきておりますけれども、そういう形で進めたいとい

うふうに考えております。

それと今現在、こういう先ほどの質問でもございましたけれども、やはり事業、28億余りの借入金ございますけれども、その当時、西村議員、冒頭で、15年の4月から議員になられたという発言ございましたけれども、最終的に同対関係の法律が執行したのが平成14年度で終わりました。それまで、小集落地区改良事業、あるいは今言うてます道の駅構想の法隆寺インターの北側の土地、あの土地もかなりの金額になっておりますけれども、当時、そこにラブホテルが建設されるというふうな話がありまして、それを防ぐために周辺の地域から町に要望も出されましたし、青少年の健全育成にはいかななものかというふうなことで、町で、公社でその当時、その土地を取得したというふうな経過もございます。ですから、今、この事業、中身を見てまいりますと、いろんな状況があって今日に至ってるということが実情でございます。

いずれにしても、最初の答弁にもありましたように、三セク債を活用して進めていくという方向で現在はおります。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 西村議員。

○7番（西村 潔） 土地開発公社については、ぜひ早急に住民にわかるような形で詳細を提案していただきたいと思います。3月末ということについてはどのような形で出るのか、ちょっと具体的に答弁をお願いしたいんですけど。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 竹田次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 3月末までに当然公社の解散、三セク債を借りて解散、で、どういふふうな形で解散するのがいいのかということで決定したいと思います。その後、その決定された分につきまして、解散プラン等、今後作成していきたいというふうに考えております。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 西村議員。

○7番（西村 潔） 三セク債利用は25年度までということですが、スケジュールが非常に厳しい状況ですので、やはり早い時期にわかりやすく、議会も検討ができるようにやっぱりしていかなあきませんので、具体的なスケジュールを、今のところわかっている範囲でいいですから出していただけますでしょうか。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 竹田次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 3月に方針を決めまして、一応24年度上半期ぐらいで解散プラン、それを決定、つくっていききたいというふうに考えております。

その後、一応、議会等の上程につきましては、今のところ平成25年度6月議会、これを予定しております。

以上です。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 西村議員。

○7番（西村 潔） わかりました。ぜひ、立派なプランを出していただいて、我々が議論できるようにお願いしたいと思います。

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中尾伊佐男） これにて西村 潔議員の質問を終結いたします。

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（中尾伊佐男） 3番目に、谷本昌弘議員、登壇の上質問願います。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 谷本議員。

（9番 谷本昌弘 登壇）

○9番（谷本昌弘） 通告書に従いまして、次の一般質問をさせていただきます。

河合町地球温暖化対策実行計画についてでございます。

文字通り地球は温暖化に向けて加速しております。その温暖化が直接の原因であろうさまざまな災害が世界各地で頻繁に発生しております。その対策は、もはや国を上げて早急に取り組まなければなりません。

河合町におきましても、平成23年度から27年度までの5年間を目標に、温室効果ガス、主に二酸化炭素、メタンガス、窒素酸化物などなどの排出量の削減に取り組んでおります。とりわけ、最も多く排出しているガスが二酸化炭素です。実に97%を占めると言われております。ほとんどが二酸化炭素といっても過言ではないでしょうか。その二酸化炭素の排出要因の最も多いのが電気の使用量と言われております。その比率60%とも言われております。そ

れほど発電するために物を燃やすということです。これらのことから、電気の使用や物を燃やさないことへの取り組みもされておるわけでございます。

それらの取り組みの中の1つに、高効率照明、LED照明などへの買い換えを順次行うとも明記されております。最近、世間ではこのLED照明器具が話題になっており、どこの店に行っても多種多様な器具が実にたくさん出回っております。また、たくさんのメリットも明記されておりますし、国からの補助金制度もございます。次世代の照明器具は、きっとこのLEDになることでしょう。ただ、最近開発された照明器具だけに、非常に高額な商品です。市販の器具の10倍もします。

河合町は、一足早くこのLEDを取り入れました。一昨年の予算で、公道の照明とそして公共施設の照明器具、そして昨年の予算では、各自治会の防犯灯に至るまで公費で賄うというその旨を通達されておりました。この2年間で河合町内の照明器具はすべてLED化になります。なぜ、そんなに急いでLED化にせねばならないのでしょうか。国からの補助金はあるのにはあるわけですが、約3分の1です。一昨年、昨年と大きな予算も計上されました。寿命が長いから、あるいは取りかえる手間が省けるから、電気代がべらぼうに安いからなどなどのメリットがやけに目につきます。本当にそうでしょうか。

最近、出始めた商品だけに、各メーカーの品質にもかなりばらつきがございました。まだまだ改良の余地もあり、それらの規定も規格も現段階では何もありません。この二、三年で町内すべてをこのLED化にするには大きなリスクも生じるかもしれません。かつて薄型液晶テレビ、10年前には1インチ1万円、40インチのテレビですと40万円、30インチですと30万円もしておりましたが、10年後の現在の価格、約10分の1、1インチが1,000円の時代になりました。必ずこのLEDにおきましてもそのぐらいの価格になることでしょう。一足飛びにこの高額なLEDに行かなくとも、省エネタイプの器具を検討されたのでしょうか。高品質でしかも低価格でさまざまな商品がたくさんございます。河合町のその取り組みの中にも、この省エネタイプの物品の購入とも明記されております。

また、それ以外にもいろいろな取り組みの中に、ごみの減量、リサイクル、廃棄物の分別排出の徹底に努めるともあります。また、先日発表されておりました町長の24年度の施政方針の中に、農業大学構想、遊休農地の活用、花いっぱい運動などなどの取り組みもございます。今こそ官民を挙げて一体となっておみのごみの減量に取り組み、生ごみの堆肥化に向けて準備をするときではないのでしょうか。生ごみの堆肥化、これは安くて非常に効率的なものと思われま。また、生ごみの堆肥化、夢ビジョンの中にも明示されております。一石が二鳥に

も三鳥にもなると思います。

LEDに3,000万円もの大金が投入されております。河合町の体育館、雨漏りがしております。学校のガラスにひび割れが生じたままになっております。集会所の屋根及び壁、さびで赤茶けております。それらのほうが優先されると思います。

あとは、座席にて質問いたします。

○環境衛生課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 環境衛生課、木村課長。

○環境衛生課長（木村光弘） まず、地球温暖化対策についてでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律によりまして、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、社会経済活動、その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により地球温暖化対策の推進を図り、人類の福祉に貢献することを目的として定められており、地球規模という非常に大きな問題としてとらえられておられます。

また、この法律によりまして、地方公共団体の責務は、みずからの義務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減のための措置を講じるため、温室効果ガス排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し実施することが義務づけられております。

河合町では、平成23年3月に基準年度を平成21年度としまして、議員もおっしゃったとおり、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間とした温室効果ガスの排出量を6%削減することを目標とした地球温暖化対策実行計画を策定し、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向け、本町及び出先機関等を含めたすべての組織及び施設において対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、電気使用量の節減、各施設における燃料使用量の削減、ごみの減量化などを行っているところでございます。照明器具のLED化についても、その取り組みの1つであります。これらの取り組みは、温室効果ガスを削減するだけでなく、経費の節減にもつながることになり、財政健全化についても効果のある大切な取り組みだとも思っております。

ごみ減量における温室効果ガス削減につきましては、平成18年度より住民の皆様のご協力のもと、ごみ有料化を実施し、ごみ減量に取り組んでいるところでございます。その結果、ごみ減量が住民の意識にもかなり浸透してきたということもありまして、ごみ有料化前の平成17年度と平成22年度の家庭から出る燃やすごみの量を比較いたしますと、約19%の減量となっております。これは約2%の温室効果ガス削減の効果ともなっております。

また、さらに実行計画では、燃やすごみ減量について計画期間に5%の減量を目指しております。今後においても、役場、家庭からのごみだけにとどまらず、事業所から排出される燃やすごみ減量に向けた取り組みを検討し、温室効果ガス減量をしてまいりたいと考えておりますので、今後も住民の皆様のご理解、ご協力をいただき進めてまいりたいと思います。

以上です。

○9番（谷本昌弘） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） このLEDに関しましては、先ほどの森尾議員の質問とかなりダブっておる点もございますので、質問のほうは省略いたします。

このCO₂を出さないというものが今回のこの目的、大きな目的ですね。だったら、電気の使用量におきましても、私、河合町が出しておりますこの文言が大変に気になっておりまして、河合町が出しております地球温暖化対策実行計画の小冊子ですね。電気の使用に伴って排出される二酸化炭素の量が全体の59%を占めるとあります。「電気の使用に伴って排出される二酸化炭素」と、こういうふうに文言で明示されております。電気の使用に伴って排出される、そしたら、テレビを見とったら、テレビの後ろから二酸化炭素が出とるのかと、あるいは冷蔵庫、扇風機、エアコンなどを回しておったらその後ろからどんどんこのCO₂が発生しとるのかと、このように思われます。その辺、担当課の方、どのように解釈されますか。ちょっとお聞きいたします。

○環境衛生課長（木村光弘） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 木村課長。

○環境衛生課長（木村光弘） 文面上、電気の使用によって排出するというような形になっておりますが、電気をつくるに当たりましてはいろいろな火力発電、水力発電、原子力等、いろんな電気のつくり方がございます。それらをつくるに当たりましてCO₂が発生するという形になっております。

それと、実行計画に取り扱えるそれらの係数等は、国等の環境省で示されておられますそういう係数に基づいて算出された数字で出しておりますので、その点もよろしく願いしたいと思います。

○9番（谷本昌弘） はい。

○議長（中尾伊佐男） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 今ありましたように、結局、電化製品を使うに当たって、電気を使うに

当たって、火力発電所で電気を起こすのに大変なものを燃やして電気をつくるということですね。ですから、電化製品そのものが何もCO₂を発生するわけでもございません。ものを燃やして発電する。ですから、燃やすものをできるだけ少なくしようという取り組みですね。その辺を、私は河合町におきましても、焼却場から出る煙突、ものを燃やさない、CO₂のガスを出さないといったところに私は注目をしてほしいわけでございます。

町長の表明にもありましたように、今こそ農業大学の遊休農地の再活用化、あるいは花いっぱい運動、生ごみを堆肥化することによって大変なメリット、一石が二鳥にも三鳥にもなるんじゃないかと、常々私はこのごみ問題に取り組んでおりますが、ごみの減量化あるいはこの生ごみの堆肥化ということを言い続けておるわけでございますが、これを機に担当課にいたしましても、生ごみの堆肥化などを準備する、あるいは準備段階にまだまだできませんかね、そのような機運になるということが。お聞きいたします。

○環境衛生課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 木村課長。

○環境衛生課長（木村光弘） まず、生ごみの堆肥化という形でございますが、それも含めてでございますが、ごみの減量という形で今後も続けていきたいということは間違いなく進めていきたいと思っております。

今、家庭からの排出される燃えるごみの中のごみ質でございますが、大体約38%がまず紙・布類というようなこととなっております。その点も含めまして、私ども、ごみの資源化また排出量の抑制のためにも、今現在、各大字、また子供会、自治会等が活動されている集団資源ごみ回収がございまして、それらに対しての協力等を住民の皆様にご報告なりで訴えて、それらの協力をいただきましてごみの排出量の抑制をしていきたいと。

それと、あと言いました生ごみの件でございますが、その辺も今後の課題というような形で、まず検討課題というような形で今後取り入れていきたいなとは思っております。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） ごみの減量化作戦、これ、かつて横浜市ですね、人口300万人も擁する横浜市、このごみの分別作戦、ごみ減量作戦というものを敢行いたしまして、10年計画で進められて7年目において横浜市そのものが7つの焼却場を持っておったそうですが、10年間のうちの計画の中で7年目にして3つの焼却場を閉鎖したと発表されておりました。7つのうちの3つの焼却場を閉鎖したと。ごみの減量作戦、あるいはごみの資源化、ごみの分別化

することによっていかにものを燃やすことを少なくするかということを実証しておるわけですね。

河合町におきましても、このごみの分別あるいは資源の見直し、リサイクル活動、ごみの運動に取り組むことによってCO₂の削減というものはかなり大きく前進するのではないかと考えております。どうか担当課におきましても、今後ともごみの再分別化、あるいはリサイクル化、生ごみの堆肥化、ぜひともこの機会に一步でも二歩でも進めていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中尾伊佐男） これにて谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

15分間、暫時休憩。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時33分

○議長（中尾伊佐男） 再開いたします。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（中尾伊佐男） 4番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

（1番 馬場千恵子 登壇）

○1番（馬場千恵子） では、通告書に基づき質問いたします。

1番目に、住宅リフォーム助成制度について、12月議会で質問させていただきましたが、県内で実施している市町村の調査、研究をするという回答でした。その後、全国的には330自治体に加え、今まで実施自治体でなかった石川県で4月から実施検討する自治体が3自治体、また北海道帯広市でも4月、宮崎県の日南市では復活の声が大きく4月に復活、高知県の四万十町や須崎市でも実施など、大きな広がりを見せています。県内の吉野町では昨年9月に実施して15件あり、約2,600万円の経済効果がありました。吉野町のように吉野材を使

用した場合は助成率を高くしている。また、帯広市のように、地域商品券を交付するなど、その地域に合った形で実施しています。河合町でも、地域性を考慮して、ふさわしい形で実施できるよう再度求めたいと思います。

また、全国的に住宅リフォーム助成制度を実施している自治体は広がっていることに対して、共産党の市田書記長が代表質問で住宅リフォーム助成制度に国の支援を求めたところ、当時の菅首相が、社会資本整備総合交付金を活用することができるとしました。このような交付金の活用も含めて検討し、早急に実施していただきたいと思います。

2番目に、消防広域化についてです。

平成25年4月実現を目指して協議が進められていますが、既に奈良市や生駒市は広域化で求められる負担に対し、見合うメリットが見えない、具体的な形がはっきり見えない中で統合が進むことの危惧があるなどの理由で、離脱を表明しています。西和消防では、消防職員が基準及び定数充足率を満たしていないものの、ほかのハード面では100%充足されています。前回の質問で、経費のバランスを見ながら広域化など検討したいという回答でした。改めて、メリット、デメリットについてお伺いいたします。

また、2市が離脱を表明して以降の協議会での変化はどうか、その中で河合町としてはどのような姿勢で臨んでいるのかをお伺いしたいと思います。

3番目に、乳幼児医療費助成制度についてです。

乳幼児医療費助成制度について、奈良県では通院・入院ともゼロ歳から就学前となっています。また、一部負担金として、1カ月通院500円、入院が1,000円の自動償還払いとなっています。河合町でも県の基準に準じています。

総合的な子育て支援の一環として、通院・入院とも小学校卒業まで、所得制限を撤廃し、一部負担、窓口負担のない助成制度を実現して、若い世代の人たちが河合町に住み続けられる条件整備をしていただきたいと思います。

県下では、既に通院が3分の1の自治体が中学卒業まで拡大実施しています。入院については過半数を超えています。また、所得制限を撤廃しているところは30自治体となっているのが実情です。ちなみに広陵町では8月から中学卒業まで無料だそうです。すべて県の基準となっている河合町を含め6自治体あります。子育て支援がおくれている自治体といっても過言ではありません。

河合町でも、乳幼児医療費助成条例の中で乳幼児の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とすると定められています。早急に子育てしやすい町になるよう、小学校卒業までの

助成を拡大してください。

あとは自席にて再質問させていただきます。

○地域活性課長（山本孝典） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 地域活性課、山本課長。

○地域活性課長（山本孝典） 私のほうからは、1番の住宅リフォーム助成制度について回答いたします。

住宅リフォーム助成制度の奈良県内の実施状況ですが、平成23年12月時点では、奈良市と広陵町が実施されていました。広陵町は17年7月より実施されており、町内在住の方が町内業者で施工された場合は、助成率10%で限度額10万円となっています。効果としましては、平成24年2月末現在で応募件数18件、助成金額総額161万円、工事総額2,467万円となっています。奈良市は平成23年7月から実施され、助成制度の内容はほぼ広陵町と同じです。応募件数は121件、助成金総額980万円、工事総額2億1,000万円となっています。

また、質問にもありましたが、加えて吉野町も実施されています。助成率は15%ですが、追加補助として、町内で生産、製材された吉野建材を使った場合は、その購入額について増額されています。限度額は20万円です。応募件数15件、助成金総額263万円、工事総額2,639万円となっています。

そして、平成24年7月からの実施を予定で、大和郡山市と宇陀市が準備されています。郡山市につきましては助成率を設けず、同市商工会が発行する商工券を活用されるようです。宇陀市も助成率10%で上限10万円ですが、郡山市同様に、同市商工会が発行される商品券を活用される予定です。郡山市、宇陀市の助成制度は、商品券が市内で消費されることにより市内限定の経済力アップにつながるかと考えます。

いずれにせよ、地域によって独自性もあり、河合町では西大和ニュータウンが開発され年数も経過していることから、住宅リフォーム助成制度は地域経済の活性化ということで波及効果も含め一定の評価はあると思っています。今後も県内の実施状況を見守り、河合町建築組合と協議しながら、河合町の特色を生かせる制度を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 安心安全推進課、森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、2点目の消防広域化についてお答えをいたします。

メリット、デメリットということですが、広域化によるメリットといたしましては、初動体制の強化、保管体制の確保、現場消防隊増強、職員の専従化、そして消防救急無線デジタル化経費の削減といった大きなメリットがございます。

それに対しまして、デメリットといたしましては、広域化後の分担金等経費負担案が示されていないということが上げられると思います。

考え方といたしましては、奈良、生駒両市が脱退されたという状況変化を受けまして、奈良県消防広域化協議会で2回の幹事会が開催され、新たな枠組みが示されました。11消防本部で広域化及び消防救急無線デジタル化を目指すとしておりますが、現時点では、デメリットでも申し上げましたとおり、広域化協議会より広域化後の費用案分方法に関して具体的に示されておりません。

今後、幹事会や総会で示されると思われませんが、長期的な視点に立ちまして、経費負担に見合うメリットがあるのかを慎重に考えるとともに、西和管内7町や近隣消防組合の動向を見ながら、西和消防組合として有利な話なら乗っていくが、そうでない場合は単独での運用も視野に入れるというスタンスで取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○住民福祉課長（大西孝幸） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 住民福祉課、大西課長。

○住民福祉課長（大西孝幸） 私のほうからは、乳児医療費助成制度についてお答えさせていただきます。

現在、河合町の乳幼児医療制度は、県の補助制度に準じて助成を行っております。この制度は、子育て家庭を経済的に支援するとともに、乳幼児の健康の保持及び福祉の増進を図る目的で助成しています。ゼロ歳から就学前の乳幼児は一般的に抵抗力が弱いと考えられ、病気にかかりやすかったりけがをしやすといったことで、助成、援助、支援しています。

ご質問の対象年齢引き上げや所得制限撤廃及び一部負担金のない助成制度の実現ということになりますと、県の補助制度を超える部分については町単独事業となり、さらに財源も必要になります。また、他の医療費助成との関係、均一を図ることも検討する必要があります。

このようなことから、今後も県の基準に準じて助成を行っていきたいと考えております。

以上です。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 住宅リフォーム助成制度についてですけれども、広陵町とか奈良市とか、それぞれの助成されているところでの現状については私も承知しているところですが、河合町としても、こういった助成制度については効果があるという認識でおられるということは今確認しましたけれども、いつごろをめどに実現していけそうなのかお伺いしたいと思います。

宇陀市なんですけれども、商品券とあわせて、小規模の業者についても入札なしで町が独自で発注できるというふうに地元のところを優先させるということもされているようです。

国が行っている助成制度、交付金についての活用も検討していただきたいということをおっしゃってほしいと思います。

それと、消防の広域化ですけれども、河合町として、全体的には財政的にはきっちりしたものが出ているということではなかなか一歩を踏み出せていないと思うんですけれども、河合町としてはどうかというところを、周りの動向を見てということですが、町としてどうかというところの考えとか、方針とか持っておられないのかとか、持っていたほうがいいと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

それと、乳幼児の医療費の助成制度ですけれども、県に準じてということで、質問の中にも言いましたけれども、県の基準で行っているのはわずか6自治体なんです。大和高田市、五條市、高取町、河合町、下市町、下北山村ということになっています。ほかのところでは何らかの形で子育て支援をする形をとっています。

河合町もほかの助成との比較とか、バランスというふうに言われましたけれども、そんなにほかのところとのバランスはちょっとどういうバランスなのかお聞きしたいんですけれども。

それと、窓口負担なんですけれども、国のほうは償還払いを外すと国庫補助を減らすというふうに言っているんですけれども、補助年齢を上げることについては国からのペナルティーはないということですので、町が本当に子育て支援をする、子どもの育成に対して増進を図るとかそういう気持ちになれば、多少なりとも補助を出すという、助成するという姿勢に立てるのではないかなと思うんですけれども、何もかもだめというのは余りにもそういう気持ちが見れない、見受けられないというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○まちづくり推進部次長（梅本英則） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 梅本次長。

○まちづくり推進部次長（梅本英則） 1点目の住宅リフォーム助成制度の再質問にお答えさ

せていただきます。

先ほど課長のほうからも答弁させていただいておりますが、大和郡山市と宇陀市さんのほうが、今年7月から新たに実施される予定ということでございます。この助成につきましては、商工会のほうの商品券を利用した制度というふうに聞いておりますが、現在のところ、まだ詳しくその要綱等の作成業務を今現在行っているということでございますので、その辺の要綱等できましたら、またその辺について検討、河合町としての独自の何かを生かせないかどうかということを含めて検討したいというふうに考えております。

また、当然、財政的な面というのも検討の中に含めていかなければならないと考えておりまして、今、議員さんのほうから提案いただきました交付金の活用という点も含めまして検討してまいりたいと思いますので、とりあえず、まだもう少し状況を見守っていきたくて考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） はい、森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 消防の広域化でございますが、現時点では機能は向上する、課題もクリアできるということで、協議会のほうから示されております。ただ、それに対する負担が明示されていないというのが現実でございます。繰り返しになりますけれども、経費負担案がやはり示された時点でないと、河合町の意向というのはなかなかお示しできないのかなというふうに考えます。河合町単独で進められるものでもございませぬので、西和7町、または近隣消防組合の動向を見ながら一番有利な条件で進めていきたいというふうに考えております。

○福祉部次長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 福祉部、中尾次長。

○福祉部次長（中尾博幸） 馬場議員さんの医療制度助成ということなんですけれども、基本的には子育て支援ということでご質問をいただいておりますというふうに考えます。

確かにおっしゃいますように、助成制度という方法もあるんですけども、河合町の場合、例えばソフト面になるんですけども、今現在も例えば子どもさんができましたら4カ月以内に町の正職員の保健師が家庭を訪問しまして、お母さん方と関係をつくりながら、それ以降の予防接種等のご案内等、また子育ての悩みにつきまして相談を受けるという体制をやっております。これは奈良県では河合町だけでございます。

それと、それ以外に例えば未就学児の子どもさんもおられます。その方につきましては子

育てサロンというのを週1回開催しまして、皆さん方のいろんな相談に乗っているということでございます。

また、民生委員さんを中心としまして、赤ちゃん誕生日おめでとう事業ということで地域における相談の場所を民生委員さんが担っていただいているといういろいろな面で、そういう面で子育て支援をしておるということでございます。

ちょっと参考でございますけれども、その中で3ワクチン、もうご存じと思うんですけども、今1月末現在、河合町で子どもさんに対するヒブワクチン、これにつきましては対象が602名おられます。そのうちの331名の55%、それから小児肺炎球菌、これにつきましては378人の63%と、これは県内でも高い受診率というふうに思っております。

このような形でも、いろんな形で子育て支援をしておるということをご理解願いたいと思います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 住宅リフォームなんですけれども、これについてはしばらくということなんですけど、具体的に示していただけたらと思います。

国の交付金なんですけれども、この交付金については対象事業費のおおむね45%が助成されるというふうに聞いてますので、そのあたりも検討していただきたい。いろんな意味で河合町における経済効果は大きくなると思いますので、それに見合って河合町に入ってくる税収も高くなっていくということになると思います。これは早急に対応していただいて、いつまでに、いつごろをめどに実現できるのかということを示していただきたいと思います。

消防の広域化についてですけれども、年々高齢化が進んで出動される件数もどんどん増えてきている、広報を見てもそんなふう思うんですけども、広域化によってそういったことにも対応していける、河合町として、河合町の出動件数については、7カ町村の中でも二、三番目にパーセントとしては高くなっていますので、そういう点で対応をしていけるのかということもお伺いしたいと思います。

乳幼児の医療費助成制度ですけれども、子育て支援事業については随分先進的にされているということでわかりましたけれども、乳幼児の医療費のほうの助成制度についてはどうかということをお聞きしていますので、その点についてもお聞かせください。

○まちづくり推進部次長（梅本英則） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 梅本次長。

○まちづくり推進部次長（梅本英則） 住宅リフォーム制度の実施のおおむねの時期はというご質問でございますが、先ほどもご答弁させていただきましたように、大和郡山市さん、それから宇陀市さん、7月からの施行、それ以後、その辺の実施状況、実績というのも含めまして検討したいというふうに考えております。

また、交付金いけるんじゃないかということで、当然、財政的な検討を行うに当たりまして交付金が対象になるということであればとても有利な制度ということにもなりますが、その辺につきましましては、実施市町村のほうの状況も確認しまして、制度のほう、調査研究したいと考えておりますので、もうしばらくお待ちのほうお願いしたいと思います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 住宅リフォームのことですけれども、宇陀市とか郡山市は7月からということですよ。

ただ、奈良県で今まで実施されてたところでの効果については、既に実証されています。全国的にも実証されているところも多く、年々増えてきているというか、毎月のように増えてきているというのが現状です。

高知県の須崎市ですけれども、一たん、多分3年間の限定で実施されて、空白が2年間があつて、要望が多くなってまた実施したという経過があります。そういったことも含めて、経済効果については既に実証済みだと思いますので、その全国的な経験も含めて研究をしていただいて、早急に対応していただきたいと思います。

○まちづくり推進部次長（梅本英則） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 梅本次長。

○まちづくり推進部次長（梅本英則） ただいまの全国的にも増えているということでご質問をいただきました。町のほうとしましても、全国の実施状況を見ますと、かなり400近い団体になっているというふうに認識しております。

ただ、もうしばらくお待ち願いたいとお願いしておりますのは、町として、当長として何か特色を生かせるような制度ができないかどうか、その辺と財政的な面、その辺でまた河合町の建築組合のほうとも協議していきたいというふうに考えておりますので、若干の調査研究の時間をいただきたいと。当然来年度、予算作成時期までには、当然その辺の河合町の要綱を、その辺を検討して結果を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

○総務部長（迎田臨成） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 総務部長、迎田部長。

○総務部長（迎田臨成） 消防の広域化の件で再質問いただきました。

先ほど課長が答弁しましたように、広域化によるメリット、これも当然いろいろ数点ございます。ただ現在、生駒市、奈良市脱会されたという流れの中で、現在は課長が先ほど申しますように、西和7町の担当者会議というのを設置いたしまして、その会議の場に幹事会等、いろいろ広域会のほうで検討されるたびに、その内容をおろしていただくというふうな形になってまして、その中で今現在も7町で消防をやっていますから、当然、7町集まっているいろいろな意見交換しながら進めていくと。ただ、分担金等の一番ネックになる問題もございますので、現時点では、協議会、それぞれの下部組織で検討される流れを見ながら、最終的に町として判断していきたいというふうに考えておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） その点についてですけれども、財政的なところがはっきりしないということですが、河合町として広域化になると、先ほども言いましたけれども、高齢化とかいろいろなことについて対応し切れるのかということもお聞きしたいと思います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 救急事案等の増加などの住民ニーズの多様化にこたえるのは、まさに広域化の目的とするところでございますので、初動体制の強化、もしくは補完体制の確保、そういったことで、十分対応できるかと考えております。

○議長（中尾伊佐男） 大西課長。

○住民福祉課長（大西孝幸） 私のほうから、すべてがだめだということではありますが、福祉の観点からしまして、いわゆる弱者、河合町としてはゼロ歳から就学前が抵抗力が弱いということ認識しております。

先ほど、他の医療費制度との関係という部分については、河合町の中の福祉の、要は障害者医療とかひとり親助成とかのその辺の均一ということを図るという検討です。

所得制限撤廃とかになりますと、高額な所得者に経済的支援ということも考えられます。また、一部負担ということになりますと、さらに財源が必要ということになりますので、現

段階では県の基準に準じて助成を行っていきたいと考えております。

以上です。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 医療費の助成ですけれども、通院・入院についての拡大実施しているところ、これについては私は今回、小学校卒業までというふうにしましたけれども、実施しているところでは中卒までというところが大半です。

河合町で小学校を卒業するまで助成するに当たって試算したところ、どれくらいの負担がかかるのかというのは既にさせていただいているかと思うんですけれども、それはどのくらいになるのかということと、ほかのところでは13の自治体が中学卒業までの拡大、今度、広陵が増えて14になるわけですけれども、そこでできていて河合町がどうしてもできないのかということも含めてお願いいたします。

○福祉部次長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） 中尾次長。

○福祉部次長（中尾博幸） 拡大することによっての町の持ち出し、一応試算をしましたところ、約2,800万円くらいが町の負担ではないかというふうに考えております。

それで、なぜできないのかということでございますけれども、先ほども申しましたように、子育て支援につきましては、各町それぞれの取り組みがなされております。河合町の場合につきましては、先ほど申しましたようなソフト面、これにつきまして支援をしておることをございます。

○議長（中尾伊佐男） 馬場議員、もうありませんか、質問。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 質問を終わらせていただきます。

○議長（中尾伊佐男） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩。午後は1時15分から再開いたします。

また、森尾副議長に昼から交代いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時15分

○副議長（森尾和正） 再開します。

◇ 池 原 真 智 子

○副議長（森尾和正） 5番目に、池原真智子議員、登壇の上質問願います。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

（6番 池原真智子 登壇）

○6番（池原真智子） それでは、池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、町の防災対策について質問いたします。

さて、東日本大震災から、きのうでちょうど1年がたちました。亡くなられた方や今なお行方不明の方、そして被災のために避難を余儀なくされている方々の報道を目にするたび、その被害の甚大さに、今さらながら自然の脅威の恐ろしさを痛感せずにはおられません。私も含めすべての人は、決して他人事としてとらえてはならないというふうに思います。私たちが住むこの奈良県でも、近い将来震度7以上の地震が起きる可能性があるとの報告がなされているからです。さらに、災害は地震だけではありません。昨年の台風12号では、我が奈良県でも甚大な被害をこうむりました。いつ、どんな形で災害が襲ってくるかもわからないことを、いま一度、肝に銘じなければならないのではないのでしょうか。

こうした状況の中で考えねばならないのは、実のある防災・減災対策であります。その中でも特に思いをはせるべきは高齢者や障害者、子供など、いわゆる災害弱者と言われている方々の存在ではないのでしょうか。なぜなら、最も困難な立場に置かれた人々への被害を最小限に食いとめることができれば、全体の被害も最小限に抑えられるからです。現に、東日本大震災でも亡くなられた方の64%が60歳以上の人々でありました。災害弱者と言われている人がいかに被害に遭いやすいかを物語っていますし、だからこそ、これらの方々に配慮した防災対策が求められているのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、次の質問にお答えください。

1つ目に、町の防災マニュアルでは、災害弱者と言われている人々の位置づけ、避難方法、

誘導、避難場所などについてどのようにうたわれていますか、教えてください。

2つ目に、災害弱者一人一人の方の把握はどのように行われていますか。きちんと把握されているのでしょうか。また、これの担当課はどこですか。お答えをお願いします。

3つ目に、避難について、当事者への啓発はどのようになっていますかお示してください。

次に、福祉有償運送事業についてお聞きをします。

町内に公共輸送手段がない中で、当該の運送事業は利用者の方に大変喜ばれています。とりわけ一人ではなかなか外出できない高齢者や障害をお持ちの方々にとって、通常のタクシーの半額で、しかも必要なときに利用できるということは大きなメリットだというふうに思っています。

ところが、この事業は通院と入退院時だけに限られているため、利用者からは買い物など、ほかの外出時にも使いたいとの要望が寄せられています。町として、将来的に公的な移送サービスを考えておられるということですが、現在のところ、実現までには時間がかかるのではないのでしょうか。そうであれば、本輸送時の果たすべき役割は重要ですし、さらなる拡充が求められていると思います。

こうした意味から、以下の質問にお答えください。

1つ目に、この事業の内容と事業実績をお示してください。

2つ目に、通院、入退院時以外で利用したいという人の声は聞いていませんか。こうした人たちのニーズを把握されていますか。

3つ目に、町として本事業の拡大は考えておられませんか。お答えをお願いします。

再質問があれば、自席にて行います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○副議長（森尾和正） 安心安全課、森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうから、1点目の防災についてお答えさせていただきます。

災害弱者、いわゆる災害時要援護者と言われている方々の避難等につきましては、河合町地域防災計画避難誘導マニュアル災害時要援護者支援全体計画を中心に定められております。災害時要援護者の定義でございますが、65歳以上で自力避難が困難な高齢者の方、介護保険による要介護度が3から5の方、知的障害A判定の方、身体障害1・2級の方、精神障害1・2級の方、難病患者の方、単独で避難行動ができない方といたしまして妊婦、乳幼児、外国人等を定義づけております。

避難所でございますが、各地域の集会所を中心に28カ所を指定しております。避難誘導に関しましては、町は関係機関の協力を得て避難所に誘導する。なお、避難誘導の際には、災害時要援護者の避難を優先に行うとありますので、町の避難所担当職員が消防職員、消防団員、警察官、総代自治会長、自主防災会などの協力を得て、組織的に行うこととなります。

次に、避難についての当事者への啓発でございますが、災害時要援護者支援全体計画策定時に全体会議というのを2度開催しております。大字自治会、自主防災会、消防団、そして福祉、医療、関連機関の方々に集まっていただきまして、この事業の趣旨を説明しております。総合防災マップというものを平成20年に各戸配布、全戸配布しております。そちらのほうでも避難所等についての記述を載せております。ホームページで防災情報としてさまざまな防災に関する情報を発信しております。

以上です。

○福祉政策課長（杉本正範） はい。

○副議長（森尾和正） 福祉政策課、杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） それでは、防災についての2点目の災害弱者の把握はどのように行っているかということですが、災害弱者の把握につきましては、一昨年の22年度4つの大字自治会の民生・児童委員さんの協力をいただきまして、試験的に調査を行いました。その結果、災害時に援護が必要であると回答されたのは111名中33名ございました。その後、協力いただいていた民生・児童委員の改選などがありまして、現在中断している状態ですが、調査方法を再度見直し、24年度におきまして、町全体を対象に要援護者の調査を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の質問の福祉有償運送事業についてでございます。

事業の内容と実績ということですが、福祉有償運送事業は、バスなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者の方の外出の利便を図り、社会福祉の向上に寄与することを目的としております。利用者は、河合町社会福祉協議会の会員であって、介護保険法の要介護、要支援の認定を受けている方及び障害手帳や療育手帳の交付を受けている方、また、その他知的障害や精神障害などにより単独での移動が困難な方などを対象としております。これは登録制となっております。

事業内容としましては、王寺周辺広域圏、西和7町内を発着地として、通院や入退院の送迎に利用いただいております。利用につきまして予約制となっております、原則2日前までに予約していただき、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までとなっております。

料金は1.5キロまで290円、以後1キロごとに130円の加算となっております。

事業実績につきましては、現在、自動車が2台、登録されている運転手が5名で運行を行っております。利用登録されている方は79名、23年度の利用回数は延べ約1,500回となっております。通院・入院時以外の利用についてなんですけれども、現在、通院・入退院時以外に利用された方はいないという報告を受けておりまして、ニーズの把握につきましては、以前、社会福祉協議会が調査をしております。やはり通院以外にも利用したいという声が上がっているところがございます。

今後の事業の拡大の考え方ということですが、社会福祉協議会といたしましても、会員の皆様のためにもという思いがありますが、自動車購入費の捻出や運行許可などの問題がありますことから、当面は現状のまま運行するという方針でございます。

町としましては、施政方針にもありましたように、町内の公共交通サービスの向上及び公共交通空白地域の軽減に向けて検討を開始しておりまして、包括的な交通戦略に発展していきたいと考えております。今年に入りまして、公共交通網のない地域の高齢者や福祉有償運送事業の利用者、また豆山きずな号の利用者を対象にアンケートを行いました。住民の方がどのように移動をしているのか、また、どのような移動を望んでいるのかという調査でございまして、現在、集計中でございます。この結果をもとに交通弱者と呼ばれる方々が置き去りにならないよう交通戦略を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 池原真智子議員。

○6番（池原真智子） 最初の災害弱者の件なんですけど、一応避難場所28カ所をお考えやという答えだったんですけど、東日本の大震災でも、その方は原発の避難区域内に住んでおられる視力障害と聴力障害のご夫婦の方なんですけれども、その方たちは避難先へ行くと自分たちが迷惑をかけるということで、放射能汚染の心配な中でずっとおうちにおられて、ほんでついにその食べるもんがなくなって、もしそのまま放置するのであれば亡くなっていたかもわからないという実態が、それはそこだけではありませんけど。とにかくその障害をお持ちの方が避難所へ行けば、いろいろな面で御不自由な立場に置かれるということは、だれでも想像できると思うんですけれども、その28カ所の避難所で障害をお持ちの方だけではありませんけど、高齢者も先ほど課長は外国人の方や妊婦の方も含めて、個々にどういう対応をされているのかとか、それ用の避難先になっているのかどうか、その辺をお聞きをし

たいというふうに思います。

それから、3番目の当事者への啓発、会議をやって総合防災マップをみんなに配布をしたということと、ホームページに載せているということなんですけど、私がお聞きをしたところによりますと、なかなか当事者お一人お一人がいざとなったらどこへ逃げたらいいんやとか、どうしたらいいんやということがなかなか伝わっていないというのが現状です。ほんで、課長も多分おわかりだろうと思いますけど、高齢の方なんかは特にそうなんですけど、そういうマップを見るとか、ましてホームページを見るとかという手段をお持ちではないので。例えばですよ、介護サービスを受けておられる方だったら、ケアマネジャーさんにきちんとお伝えをして、あなたはこういうところへだれと逃げるんですよという話をきちんと伝えるとか、そこで介護サービスを受けておられない方については、例えば民生委員さんをお願いをしてお伝えをするとかというふうに、そういうフェイス・ツー・フェイスでしないとなかなか伝わらないというふうに思うので、その点についてももう一度お答えをお願いします。

それと、2番目の当事者の把握方法なんですけど、杉本課長からお答えをいただきましたけど、結局はやれてないというのが実態だろうと、お答えの中でそういうふうに私感じたんですけれども。

ご存じかどうかわかりませんが、内閣府が災害時のガイドラインというのをまとめてまして、ほんで災害弱者の名簿づくりや、一人一人をだれがどこに避難させるかを事前に定めた個別計画の作成を市町村に求めているというそういうのがありまして、それがなかなか全国的には2割程度しかやられていないという実態があるんですけれども、本当に先ほど私が言いましたように、大きな地震がやってくるかもわからないという実情の中で、個人情報関係もあってなかなか難しいかもわかりませんが、きちんとそういう災害弱者の方の名簿を把握しないと、そこから始まりますからね、その人たちの救護というのは。避難誘導もさることながらですよ。だれがどこに住んでいるのかということも、もちろん民間の活力を、お力をかりないといけないことだろうと思いますけれども、行政が主導をとって早急に各大字自治会ごとに名簿をつくらないと大変なことになる。災害弱者の方がたくさん被害に遭われるということが起きないとも限らないというふうに思いますので、その点についてももう一度お答えをお願いします。

それから、運送事業につきまして実績等をお聞きしたんですけれども、通院・入退院時以外で使っていないと、それはもちろんそうでしょう。そういうふううたわれているからそうなんですけれども、課長、いみじくも、ほかで利用したいというニーズがあるというふう

にお答えをいただいたんですけれども、当面は現状のまま行きたいと。

一方で、さっき私も言いましたけど、町全体の交通戦略を考えておられるということなんですけど、私が危惧いたしますのは、前に買い物支援のときにも申し上げましたけども、とにかく町としてきちんとした交通戦略ができて実現するまでの間のことをどういうふうと考えていくのかということですよ。ほんで、別に通院以外のニーズがあって当たり前だろうと思いますし、その辺の対策を町としてどうして考えていくのか。

私は、一番手っ取り早いのは、この輸送サービスの拡充、当面きちんとできるまでの間のその辺のお答えをもう一度お願いしたいと思います。

○副議長（森尾和正） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうから、避難所のことでございますが28カ所、そのうち一次避難所が18カ所、二次広域避難所が9カ所、豆山のほうを福祉避難所として指定しております。災害時要援護者支援の全体計画の中で、避難所の環境整備ということで、避難所における災害時要援護者支援チームを結成して要援護者の対策に当たるというふうに位置づけられてございます。

それと、2点目の啓発に関してでございますが、議員ご指摘のとおり、ケアマネの会議、そういったところにも今後、これは毎月1回開催されているというふうにお聞きしておりますので、そういったところに我々が出向いて具体的に説明し案内するとか、そういった手法をとっていききたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（森尾和正） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 災害弱者の把握の調査の件なんですけども、実際、議員おっしゃるとおり、途中で中断いたしまして今進んでいないところでございますが、やはり一律に文書を送りつけて、それで返ってきたものだけを把握するのか、1軒ずつ回って把握するのか、その辺考えているところでございますが、予定としては、民生委員さんとかに協力いただきまして1軒ずつ回りたいと思っております。

それと、福祉有償運送事業のほうなんですけども、当然、町としても考えていくべきことでありまして、社会福祉協議会としても現状のままではニーズにこたえられないということと拡大したいところなんですけども、いずれにせよ、自動車とか購入しないといけなとか、運行の許可にかなりの日数がかかるものですから、両方並行して進めていけたらなと思っております。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○6番（池原真智子） 災害の件ですけれども、今、課長のほうから避難場所の件で、要するにこれは28カ所というのは全体の避難の場所であって、福祉関連の避難所ではないんですよね。福祉避難所というのは豆山の郷、1カ所ということによろしいんですかね。

それと、啓発に関してケアマネさんを通してやっていきたいというこんなんですけど、杉本課長のご答弁と重なるんですけども、これもひとえに名簿づくりが必要だと思うんですね。課長今、抜けていたのは介護サービスを受けておられる方はそういうふうにカバーできますけれども、それ以外の方をどういうふうに把握していくのかについて、ちょっと住民福祉課がお答えになるのか、住民福祉課じゃないですね。杉本課長がお答えになんのかわからないんですけど、その辺のことについてお答えをお願いしたいと思います。

それから、輸送サービス、要するに並行してやっていきたいというお答えだったんですけど、すなわち交通戦略ができるまでは輸送サービス、ニーズに合うように拡充していくということなんですか。もう一度、お答え願います。

○福祉部次長（中尾博幸） 議長。

○副議長（森尾和正） 福祉次長、中尾次長。

○福祉部次長（中尾博幸） まず、災害弱者の把握ということで、先ほども杉本課長が答えておりますように、まず、一昨年に防災調査としまして4カ所行いました。そのときに、まず調査票を送りまして、その中で登録していただきたいという人に改めて民生委員さんが家庭訪問をしまして調査を行うという方法でやりました。ただ、その中で結構見ますと、例えば家族がいるから登録しなくてもいいよという人が多うございました。それは、例えば昼間、例えば子供さんが仕事へ行っている場合、昼間独居になられると。そういうような部分がなかなかアンケートの中では説明はし切れてないという反省も踏まえまして、今回やはり戸別訪問のほうでいったほうがいいではないかという思いの中で、実施方法につきまして今現在検討をしておるということでございます。

それから、福祉運送事業につきまして、これにつきましては確かにニーズもございます。ただ、今現在2台の車で登録をしておりますので、その数を増やすとかそういうふうになりましたら、まず陸運局の許可をいただきまして、西和の協議会の承諾を得なければならない、これにつきましても大変時間がかかるものがございます。その中で、先ほど申してますように交通戦略、これも今アンケート調査をやりまして、その内容を今調査中で集計中ござい

ますので、それも並行してできるだけ早急にニーズにこたえていきたいというふうに考えております。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 避難所の件でございますが、一次避難所、二次避難所、福祉避難所とございますが、当然一番近い一次避難所のほうに、要援護者の方も含めて避難されておられると思います。その際に、先ほど言いました災害時要援護者支援チームの方で対応できればそれでいけるとは思いますが、もし対応できないということになれば、葛城保健所と連絡をとって、必要に応じて専門職員の方を派遣していただいてその中で対応する。それでもできなかったら福祉避難所のほうに移送する、もしくは民間の医療機関と連携をして、そちらのほうへ移送すると、そういった手順を踏んでいきたいというふうに考えています。

○副議長（森尾和正） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 議員ご質問のちょっと抜けていた部分で、要介護、要支援の者だけかということなんですけれども、独居老人とか老老世帯、老人だけの世帯、また障害者のおられる世帯とかも調査の対象に入れております。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○6番（池原真智子） 名簿づくりについては、戸別訪問をやって検討をしていくというお答えだったんですけど、先ほど何回も言ってますように緊急を要することですから、いつぐらいまでにやれるのか。時間がかかるとは思いますが、せやけど最も基礎資料になる部分ですから、ゆっくりでもだめで、その辺のめどを教えてくださいというふうに思います。

それから、輸送サービスについては、その陸運局の許可を取るのも時間がかかるので、しんどいという話だったんです。とにかく交通戦略がいつできるのか。その間のスポットをどうカバーするのかという方向があれば私はいいのではないかとこのように思うので、そのことについてもう一度お答えを願います。

○副議長（森尾和正） 中尾福祉部次長。

○福祉部次長（中尾博幸） まず、要援護者の調査につきましては、平成24年度を目標としまして調査をしてみたいというふうには考えております。

それから、運送事業につきましては、おっしゃるとおりなんですけれども、その辺につきましては先ほど申しましたように、並行しながら早急にまとめていきたいというふうに考えております。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○6番（池原真智子） 戸別訪問というか、名簿の作成についてはぜひとも早急に正確な資料をしていただきたいというふうに思います。

それから、輸送サービスの件なんですけど、並行してやるというのが引っかかるんですけども、何と何を並行してやられるんですか。

○副議長（森尾和正） 中尾次長。

○福祉部次長（中尾博幸） 今行っています福祉運送事業、これを続けながら、それと新たな交通戦略ということで、いわゆる町全体の交通網を考えていきたいというふうに思っております。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○6番（池原真智子） 要するに、今までどおりということですね、お答えは。せめて今ある制度の中で拡充を図っていくというのは、もう無理なんですか。

○副議長（森尾和正） 中尾次長。

○福祉部次長（中尾博幸） 先ほど課長がお答えしましたように、拡充しようと思えば、陸運局の許可、それから西和の協議会の承諾というこれにつきましても時間はかかります。先ほどから言うてますように、コース戦略、この中にはいろいろな形の方がおられます。それを含めまして今調査をやっておりますので、いわゆる交通弱者と言われる方の交通についてのあり方も含めて考えていきたいというふうには考えております。

○6番（池原真智子） 議長。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○6番（池原真智子） その交通戦略というのはいつごろつくる予定というか、実施の予定なんですか。

○副議長（森尾和正） 中尾次長。

○福祉部次長（中尾博幸） まず、平成23年度で、いわゆる佐味田側から東側のいわゆる交通機関の公共交通のない地域のアンケートをさせていただきました。今集計中でございます。その結果をもとに、平成24年度になりましたら、その結果を踏まえまして町のあり方について考えてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○6番（池原真智子） ということは25年度以降ということですよ、今お聞きしますと。ほ

んなら陸運局への輸送サービスの申請というか、それも同時に行われたらいいかなんてしょうか。

○副議長（森尾和正） 中尾次長。

○福祉部次長（中尾博幸） 今、一概に25年度とおっしゃっていますけども、それにつきましては事業内容が決まった中で、早くできるものがありましたら早くやったらいいのかなというふうには思っております。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○6番（池原真智子） その陸運局の輸送サービスのほうの申請はされるんですか。

○副議長（森尾和正） 中尾次長。

○福祉部次長（中尾博幸） まず許可、西和の承諾ですか、これは大体年2回というふうに一応時期が決まっております。それに合わせていくというふうになりましたら、手続の関係もございます。それが並行してできるんだっいたらいいんですけども、それと同時に、先ほどから申してますように、交通戦略の中でできるものからやっていくという考えでございます。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○6番（池原真智子） ほんなら申請はしていただけるということで了解、確認してよろしいんでしょうか。

○副議長（森尾和正） 中尾次長。

○福祉部次長（中尾博幸） 先ほどから申してありますように、例えばそれをしようと思えば、車の購入からその辺から検討せななりません。今現在2台でございます。それを増やすにしても減らすにしても、もちろん陸運局の許可が要りますし、西和の承諾が要ります。その辺を見ますと単独ですというよりも、何遍も申してありますけども、交通戦略という中のほうと並行して考えていくほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○6番（池原真智子） 要するに、増やす予定はないということで確認をしました。

ほんで、どうかこの交通戦略ができるまでの埋め合わせというかを考えていただけたらありがたいというふうに御要望を申し上げまして、私のほうから質問を終わります。

○副議長（森尾和正） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

◇ 岡 田 康 則

○副議長（森尾和正） 6番目に、岡田康則議員、登壇の上質問願います。

○4番（岡田康則） 議長。

○副議長（森尾和正） はい、岡田議員。

（4番 岡田康則 登壇）

○4番（岡田康則） 通告書に従いまして、議席番号4番、岡田康則、一般質問をさせていただきます。

きのうで大震災から1年を過ぎました。河合町からも陸前高田市での給水活動に現地入りされ、現地の状況と活動報告を機会あるごとに住民に報告していただきまして、住民の防災・減災に対する意識向上はされていると認識されております。

昨年11月に行われました8自治協主催の防災訓練も多数の住民が緊張感を持って参加が見られたのも、そのあらわれと思います。安心安全課職員の方も7時前から住民やお手伝いいただき、感謝もしております。初めての試みで、私たち住民も反省点が多々ありましたが、今後、開催に向けてプラスにしていけると前向きな意見も出ております。しかし、当初からの住民の意向であった小学校に常備されている救助用の工具などが住民に披露できなかったことなど、学校側のソフト面、すなわち学校責任者の意識向上など、今後訓練を開催するに当たって、地域住民と同じ温度差でできるかなと思ったりもしております。平成24年度施政方針での防災、防犯、消防対策の推進の発表を大変心強く感じました。2月26日に行われました防災ヘリを使った救助、消火合同訓練を開催をされたことなど、日本一安心安全なまちづくりのあらわれと思っております。

町内自治会では、自主防災会が防災倉庫を設営して倉庫内を時間をかけて充実しているとも聞いております。防災倉庫の充実も住民の知恵で前に進めてもいきますが、避難所に指定されている小学校、中学校に倉庫がないのが現実でございます。第三小学校区では内閣府後援による防災教育チャレンジプランなど、子供たちに意識の植えつけなど、よい体験ができたとも聞いております。防災倉庫のない小中学校の空き教室を利用した倉庫をつくれば、児童生徒の防災意識を高めることもできるかと想像いたします。地域住民の出入り、かぎの問題などありますが、後の協議ではまたよい方向に向かうのではないのでしょうか。

本町内では、またスポーツ活動が活発に行われております。休日でもクラブ活動などで生徒たちがグラウンドを狭しと走り回っております。夏場では19時くらいまでは明るく、グラウンド使用可能ですが、建物内にあるAEDが緊急時にはかぎがないととり出せないという

のが現実でございます。AEDが普及をされてきましたが、いざのときに使用できなければ無用の長物にもなりかねません。そこで、設置場所を屋外目立たない場所に変更できないのでしょうか。高価格は理解しておりますが、消耗品の感覚も必要かなとも思います。生涯スポーツの推進も24年度施策と聞きました。いつでも、どこでも、だれもが健康でスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブに、いざというときにも役立つのではないのでしょうか。

以上、防災訓練の今後、自主防災会の充実のため、また、空き教室を利用した防災倉庫、AEDの設置場所などを質問いたします。

あとは、自席にて質問をさせていただきます。

○副議長（森尾和正） 安心安全推進課長、森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうから、合同防災訓練についてお答えをさせていただきます。

今回の西大和自治会協議会合同防災訓練は、地域住民が構成員となっております自治会により、住民による住民のための防災訓練をやろうと。いわゆる自助、共助のスキルアップという趣旨のもとで、8つの自治会主催で行われました。その際、行政は、メニュー案の提示ですとか、消防や学校等の連絡調整などの後方支援を依頼されております。その際に、救助用工具やその他資機材の展示をしてはどうですかという提案はさせていただいたんですが、協議会サイドから今回は初めての訓練で、初期消火、救急救命、起震車、煙体験に特化した訓練にしたいとの理由で、その展示等は次回以降に対応するという決定がなされましたので、我々としましても協議会の意見を尊重させていただきました。

その防災訓練ですが、参加自治会の会長様は、大変だったが開催して本当によかった、今後も続けていきたい、そのためには今回の検証が必要だという声が多く、次回開催に向けて課題の抽出や改善に向けた動きをされていることと思います。

町といたしましても、会場となった小学校が二小、三小なんですが、敏感に反応していただきまして、学校のほうから町防災担当と会議を持ちたいという申し入れがありまして、我々が校園長会に招かれて情報の共有をしております。また、ハード面では、災害用マンホールトイレがございますが、その上屋のトイレの契約を完了してございます。

続きまして、防災の倉庫でございますが、空き教室を利用した防災倉庫、コストも余りかかりません。もちろん建物の中ですので耐久性にもすぐれます。また、容量も非常に大きいことから、避難所の機能強化ということを考えますと検討に値するとは思いますが。ただ、まず、さまざまな角度からどのような資機材が必要なのかということを検討した上で、どこに

保管するかといったことも含めまして今後検討をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（森尾和正） 保健スポーツ課、大平課長。

○保健スポーツ課長（大平謙治） それでは、私のほうから本町内のAED設置場所でグラウンド利用時の休日、夜間等に来たときに速やかに利用できるのでしょうかという質問にお答えをさせていただきます。

河合町内のAED設置場所は16カ所ございます。設置場所は管理点検を行うため、施設内に設置されています。休日、夜間に必要とする施設につきましては、ナイターグラウンド及び体育館等がございます。しかし、現在グラウンドではAED設置場所は屋内にあるため利用が難しい状況にあります。今後、設置場所、管理、点検、気象状況や盗難、いたずら等の対策も十分に考えて、緊急時に対応できるように検討してまいります。

以上です。

○副議長（森尾和正） 岡田議員。

○4番（岡田康則） 資機材の展示ということは、ちょっとそういうことはまた今後そういう防災訓練があったときは、そういう形でこういうものがありますよと展示できればと。また、それとその管理を、防災倉庫を持っている自治会、そういうところにお任せするというようなお考えはあるのでしょうか。

○副議長（森尾和正） 安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 防災の備品の展示でございますが、我々のほうからも提言したことがございますので、今後こういった合同防災訓練等機会があれば、ぜひ進めてまいりたいと考えています。

今、各小学校の空き倉庫に置かせてもらっておりますが、そちらのほうの管理につきましては、学校もしくは自主防災会で第一自治会、そういった方々と共有した上で、どういった管理が一番スムーズにいくのか、そういったことを含めて検討をしてみたいと考えています。

○副議長（森尾和正） 岡田議員。

○4番（岡田康則） そういうふうな形なんです、ある種ちょっと行政のほうからアプローチしていただきまして、自治会、また防災会と前向きにそういうふうな防災倉庫に防災会が管理するとか、よい方向でできましたらいいかなとか思ったりもしております。また、こういう何でその倉庫というか、朝の訓練のときのことだったんですけども、ちょうど第二小学

校へ私たち行かせていただいて、6時ぐらい、それから7時前後にはもうとにかく安心安全課の課員の方たちに来ていただいたんですけども、第二小学校の校長先生、教頭先生ご出勤されたのが8時半ということで、白線引きなどそういうことも全然できなかったということ。ちょっと意識感覚がちょっとずれてるのかなということもありまして、そういうところからのやはりその防災、減災という形での発言も含みの防災倉庫、校舎内につくっていったらどうかとかという発言をさせていただいたんですけども、その辺はいかなるものでしょうか。

○副議長（森尾和正） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） なかなかその当日の対応に不備があったようにおっしゃっておられます。その辺につきましては、今後、合同防災訓練等を進める上で改善していきたいというふうに考えております。

それと、つい先日のことになりますが、3月9日に文部科学省が学校防災マニュアル作成の手引きというのを公表しております。その中で、学校もしくは地域、そして我々行政、それぞれの役割についてしっかりと明記して学校の防災マニュアルというのをつくるように進めてございますので、そういったことも含めて、我々防災担当で学校の教育委員会等と連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○副議長（森尾和正） 井筒教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 今、安心安全課長のほうからもお話出ていたんですけども、学校と防災担当、当然私どももその中では参画をしております。

今回、防災マニュアルについて、いろいろな事前に我々も勉強をしたつもりでした。ただ、こういう問題については、やはりおのおのが主体的に考えないといけないのかというようなことで、森嶋も言いましたように、その倉庫、物品についても学校側ではどういうものが要るのか、あるいは目的というものがなかったらなかなか話がしづらいというようなことで、今後に向けてそういうことを整理しながら進めていきたいなと思っていますし、その学校の対応でちょっと不備があったということなんですけれども、ちょっとその辺については今後、一致した認識を持って対応するように、私どものほうからまた申し上げておきたいなというふうに思います。

○4番（岡田康則） 議長。

○副議長（森尾和正） 岡田議員。

○4番（岡田康則） 今の答弁で大体わかったんですけども、どっちにしましてもね、子供たちの減災・防災教育というところに関しましては、今、森嶋課長が言われたように、校舎内

にそのような防災倉庫をつくっていくと、必然的に教職員の方たちの意識も高まり、また学校管理者たちもうかうかしていないで率先してそういう防災・減災という教育を進めていってくれるのではないかなとか思ったりもしております。ですから、早い段階でよい意見、またそういう形、自治会またそういう形を含めまして防災教室というか、空き教室を利用した防災倉庫実現に向けて進めていっていただきたいかなと思います。

それと、AEDのことなんですけども、やはりいつ起こるかわからないというところで質問をさせていただいたんですけども、やはりその建物の中で合うかぎがない、なかなかガラス、扉を破ってというわけにもいきませんのでね。ですから、その貸しグラウンドに申請に来られた責任者の方たちに、ここに置いてありますよというような形で、ある種AEDを直してしまうというよりも、ある種消耗品という感覚を少し持っていただきまして、ここにあるというのをスポーツにかかわる者たちが認識していただければ、いざというときに役立つのではないかなと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○副議長（森尾和正） 大平課長。

○保健スポーツ課長（大平謙治） AEDの設置場所につきましては、当然、今の状況ではなかなか難しい状況でございます。それで、私どものほうでは、スポーツ関係者、利用者の方々を一堂に集めまして、その利用状況の講習会とかも含めたりして、ほかの方法も考えております。ただ、今後につきましては、やはり緊急を要するときにそれが使用できないという状況ではやはり困りますので、先ほども言いましたとおり対応できるように検討をして、一つずつ何とかクリアしたいと考えております。

○副議長（森尾和正） 岡田議員。

○4番（岡田康則） 一日も早く、すぐにでも使えるようなAEDというような形に河合町がまず第一段でそういうような形でやっていただけると、スポーツというものに対して皆さんがまた活発にされていかれるのではないかと思います。

また、防犯、防災という形につきましても、この教室を空き利用した防災倉庫というものは非常に役立つかなと思います。ですから、一日も早く実現するようにとということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（森尾和正） これにて、岡田康則議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。15分間。

次は議長と交代いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時20分

○議長（中尾伊佐男） 再開いたします。

◇ 杵本光清

○議長（中尾伊佐男） 7番目に、杵本光清議員、登壇の上質問願います。

○2番（杵本光清） はい、議長。

○議長（中尾伊佐男） はい、杵本議員。

（2番 杵本光清 登壇）

○2番（杵本光清） 議席番号2番、杵本光清が通告書に基づき一般質問をいたします。

昨年9月14日の本会議一般質問におきまして、私は次の質問をさせていただきました。将来における税収の不安定な状況や減額は想定範囲内にとらえますが、想定できるがゆえにその対応策も当然に構想されているものと考えます。町民一人一人の負担を変えずに、税収の上限を引き上げる具体的な施策及び中長期的ビジョンの提示をお願いしますと。

その質問に対して、税収を増やす政策といたしまして、納税者を増やし納税額を増やす政策が重要となってきます。中略。納税者を増やす政策といたしまして、安心・安全なサービスを提供し、若い世代、子育て世代の転入に結びつく政策が必要というふうに考えております。それには選ばれるまち、暮らしたいまちに魅力ある河合ブランドを確立し、そのイメージ化により町の価値が上昇すれば全国から河合町に住むということを選択し、その結果税収も増加することが期待されますと答弁いただきました。

そこで、今回の一般質問をさせていただきます。

若い世代、子育て世代の転入を促し、全国から河合町に住むということを選択してもらえるために、河合町の教育行政としてどのような施策を考えておられますか。具体的な施策の提示をお願いします。

壇上での質問は以上とさせていただきます、再質問は自席にて行わせていただきます。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 教育総務課、御輿課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 議員質問の将来納税者に選択される町となるため、河合町教育行政としての施策についてということで答弁させていただきます。

学校教育においては、現状の課題の克服や目標達成が優先されると認識しております。河合町教育振興基本計画で「豊かな心を持ち、みんなのために生き生き生きる人づくり」という教育目標を定めております。基礎学力の向上や規範意識を身につけることなどを中心とした学習や取り組みを実践することはもとより、開かれた学校、地域と連携した取り組みによって、地域の教育力による成果が期待されます。こういったどちらかという地道な取り組みを着実に進めることで、学校を中心として地域が一体となり、魅力ある学校につながっていくと思っております。

以上です。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 具体的な施策というのはないのでしょうか。

○議長（中尾伊佐男） 井筒次長。

○教育部次長（井筒 匠） 具体的といいますか、基礎学力の向上、あるいは規範意識というようなことがテーマとして、課題としてあるんですけども、そのあたりを目標にということがまずあるんです。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 基礎学力の向上と規範意識の向上をするために、どのような施策をお持ちでしょうか。

○議長（中尾伊佐男） 井筒次長。

○教育部次長（井筒 匠） まず、規範意識ということでいいますと、そういう団体生活をさせる。これも教育委員会が主導でやったわけではないんですけども、通学合宿などはその一例かなと思います。

基礎学力につきましては、なかなか1つのことでできない部分、これは当然、教師の協力も要ります。そういった総合的なことを踏まえて取り組んでいくという目標になっております。

○議長（中尾伊佐男） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 例えば、潤沢な地方公共団体、例えば大阪市ですと、資金をある特別な区に投入して基礎学力の向上を図っていくという取り組みをされているんですけども、河合町の場合ですと、潤沢と言うてられる場合ではない厳しい財政状況にもありますので、その教育力を高めていくということにもやっぱり創意工夫が必要なのかなと。創意工夫をするためには、時間も必要なのかなというのを認識しております。

今後、そういった部分を継続的に考察していくことをメッセージとして伝えさせていただいて、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（中尾伊佐男） これにて、杵本光清議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（中尾伊佐男） お諮りいたします。

本日は、これにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

ありがとうございました。

散会 午後 2時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

中尾 伊佐男

副 議 長

森尾 和正

署 名 議 員

辻井 賢治

署 名 議 員

西 戸 猛

